

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度津市青少年問題協議会
2. 開催日時	令和7年3月14日（金） 午後1時55分から午後3時30分まで
3. 開催場所	津市中央公民館 会議室
4. 出席した者の氏名	（委員） 森田健介委員 伊藤文子委員 柏崎早陽子委員 宮岡邦任委員 梅林慶文委員 遠藤悦子委員 小林清人委員 橋爪秀貴委員 前川正人委員 （事務局） 教育長 森昌彦 教育総務部部長 家城覚 教育総務部担当参事 松永正春 生涯学習課長（兼）青少年センター所長 江角武 青少年・放課後こども担当主幹 菊地俊彦 青少年・放課後こども担当主査 梅川和希
5. 内容	(1) 津市教育振興ビジョン＜施策4 青少年の健全育成＞について (2) 津市の青少年の様子について
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	なし
8. 担当	教育総務部生涯学習課 青少年・放課後こども担当 電話番号 059-225-7172 E-mail 225-7172@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局

本日は、年度末のお忙しい中、津市青少年問題協議会の開催をお願いいたしましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、令和8年9月30日までの任期で委嘱をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開催に先立ちまして、森昌彦教育長よりご挨拶申し上げます。

森教育長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、ありがとうございます。今日、挨拶というかですね、ここはちょっとお詫びをしなければいけないことがたくさんあるなと思いながら、そのお話をさせていただきたいと思います。

まずですね、この青少年問題協議会なんですけれども、地方青少年問題協議会法っていう法律の中で置くことができるということで、津市は設置をさせていただいて、毎年開催してんですけど、コロナ禍の影響があり、何年かぶりの開催なんです。コロナ禍の間ということで、なかなか会議を開くのが難しいという状況は、もちろんあったんですけども、少なくとも、昨年とかです

ね、もっと言ったら、一昨年あたりから開こうと思えば開けたんじゃないかなと思っています。この辺りは、当時の担当もそうですし、現在の担当もそうですが、どのような考えの中で、そういうことになったのかということも含めて、お詫びをさせていただきたいと思います。今日は、資料にありますようなビジョンの施策というふうなことで、青少年のことについての意見交流をお願いしたんですけども、本来開くべき時期にしっかりできてなかったということについて、お詫びをさせていただきたいのと、何よりもですね、年度末の3月のこの時期に、この会議を開かしていただくということに対して、どういうことなんだ、というふうなことだと思います。そんなことも含めまして、これまで開催がずっとされてなかったこととか、あと、この開催が、今年度もこの年度末、3月のこの時期になったということに対して、まずはお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございません。

もう何よりも最大のお詫びなんですけど、この青少年問題協議会っていうのは何のために設置されてるかと申しますと、資料の地方青少年問題協議会法の第2条の1に、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の充実につき必要な重要事項を調査審査することと書かれています。青少年の指導というふうなことなんですけど、実はこれを招集させていただいた、私ども津市教育委員会ですね、この青少年・放課後子ども担当ではございませんけれども、教育研究支援課という部署がございます。その課長が、先月26日にですね、覚せい剤取締法違反、所持の疑いで逮捕されるというふうな、もうあってはならん、考えられないようなことが起こってしまいました。教育研究支援課と言いますのは、薬物防止とかっていうことを子どもたちに対して指導する、生徒指導の担当を所管している、そういう部署でございます。その課長がですね、逮捕されたということで、もうこれはですね、全くもう何も、というか、申し訳ないといしか言いようがない。私ども、私、正直言いますと、ここにこう立たしていただいているのも、どんな顔してこの青少年のこの会議に立たしていただいて、挨拶をしとんのやっていう、もうそういうふうな気持ちです。正直、わかりませんでした。気づきませんでした。よく覚せい剤とかって言いますと、テレビでは、兆候があつたりとか、そんなん気づくんじゃないかって思われるかわかりませんけれども、私も含めまして、同じ階におった部長もそうです。それから、同じ仕事をしていた指導主事もそうです。ほんとに気づきませんでした。それがもう、一つ、何かこう、気づくことはなかったのかなっていうふうな、もう自責の念で、これは私も、それから、課の者も全て同じです。そういうふうな中で、学校とかですね、そうは言っても教育は進めていかなければいけませんので、校長会であつたりとか、そういったところではお話をさせていただきました。謝罪をさせていただいたんですけども、でも、市民の皆様から見たら、本当に何をやってるんだというふうな、本当に率直な話だと思います。今もまた電話等でですね、そういったこともありますし、あと、声にはなりませんけれども、何も声を上げてない方もきっと何やってるんだということだと思ってみるんじゃないかなと思います。そういった中で、私どもはですね、なんとかこう、少しでも信頼を回復しながらやっていかなければいけないというわけなんです。そういうふうな経過の中で、会議を開かせていただいていること自体が申し訳ないんですけども、ぜひですね、担当が用意していること、協議事項をやる以前にですね、そもそも今回起こったことについての、率直な思

いであつたり、ご意見であつたり、ほんとに何やっとなやっという事で結構ですので、この後、ちょっとご意見をいただきまして、それを踏まえた、それをまずはしたうえで、今日の協議というふうなことに行かせていただきたいと思いますので、どうか、本当に思ってみえること、感じてみえることから、今後こうやってしていったらええんちゃうかっていうふうなこと、そのご示唆等もございましたら、ぜひご意見等いただけたらありがたいなと思います。本日はよろしく願いいたします。

事務局

はい。ただ今の教育長の言葉の中にもございましたけれども、ここで、元教育研究支援課長の逮捕事案に関わりまして、ご意見、ご質問などを頂戴できればと思っております。今回の事案を受けまして、教育委員会に対するご意見でも結構でございますし、青少年問題に関わることでも結構です。委員の皆様方が思っていることなどをお話ししていただけますでしょうか。どんなからでも、よろしければお願いいたしたいと思います。

宮岡委員

失礼いたします。三重大大学の宮岡と申します。今、森教育長先生からお話が合った通りだと思うのですが、その中でですね、そういうことがあった一方で、現在、津市の子どもさんたちですね、学校現場ですとか、その影響ですとか、ここ数年の様子ですとか、そういうのを少しお聞かせいただければと思います。

森教育長

子どもたちなんですけれども、実はこの当該の職員なんですけど、小学校で教頭をしております、課長にこの4月からなりました。2年間教頭をしてる以前も、実は教育委員会にも5年指導主事でおったんですけども、少なくとも昨年度までは2年間、現場に出ておりましたので、その子どもたちで、しかもですね、教頭をしておりますながら、ちょっと職員が、体調不良ってこともあって学年の担任をしていた時期もございましたので、その子どもたちはやはりショック、当然ですけれども出てるんだろうなと。ただ、表立ってっていうことはございませんけれども、当然そういったこともあるかと思います。それから、過去にも市内の学校に、長くですね、勤めておりましたので、その子どもたち、卒業した、受けもった子どもたちであつたり、あるいは保護者であつたり、あるいは同僚の教員であつたりっていうのがたくさんおりますので、そういった方々が受けた影響とかショックっていうのは、私どもは直接は伝わってない部分があるかと思いますが、かなりのものではないかなというふうに思います。その一方で、昨日、一昨日ですが、中学校の卒業式が市内でございました。私も参列をしてきたんですけども、私が参列した学校はもちろんですけども、他の学校についても、子どもたちはもう本当に素晴らしい姿で巣立っていかれました。ですので、そういった意味での市内のそういった教育っていうことについては、この卒業式等、見た限りでは、ないとは言いませんけど、大丈夫かなと思うところはあるんですけども、でも、それは先ほども言いましたように表面的なことです。心の中で、とかそういったことについてはやはり影響はあるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、正直、そ

の電話等でですね、お叱りを受ける方が直接的で、すごく受け止めるべきなんですけど、そうではない方々がほとんどですので、もっと言うと、学校現場であつたり、例えば直接校長会で校長先生とお話をする、校長先生からは励ましていただければいいです。頑張っただけでいいというふうなことばかりです。でも、そうじゃない。現場に行ったら、先生方はどうかっていうのは、きっとそんなことばかりじゃなくて、何やってるんだっていう声もきっとあるだろうと思います。また、この当該職員ですけど、今まだ拘留中ですので、まだ接見等ができておりませんので、この後、来週あたりにおそらく接見ができるようになると思います。限られた人数ですけども、行って、事情、いろんなことを聞いたうえでですね、一つ一つ学校へ出向きまして、先生方であつたりとか、管理職の先生だけじゃなくて、現場の先生方とも、ちょっといろいろお気持ちとか、そういったこととか、今の自分の考えてる気持ちとか、そういったことをお伝えしよう、聞かせていただこうと思っています。ただ、最終的には、昨日も、一昨日かな、議会で言わせていただいたんですけど、こんな、私も、この立場で、言える立場ではないんかわかりませんが、彼はほんとにいい教員だったんです。でも、もうほんとに今回のことで、全て人生を棒に振ってしまうようなことになる。それと、もっと思ったのは、ほんとにこの薬物って身近にあるんだなっていうことを、本当に実感しました。そういったことも何らかの形で子どもたち伝えていかなければいけないなと思いますけど、そのためには、私どもの信頼回復が大事だと思いますので、それにまず努めた上で、今言ったようなことを子どもたちに対して伝えていけたらいいなというふうに思っています。

宮岡委員

ありがとうございました。いろいろ状況を詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。私も、教育現場に勤めるものとして、他山の石ではないなと思いつつ、今のお話聞かせていただきました。一つちょっと気になったところが、一番最初に担任をされてたということで、そのお子さんたちがショックを受けているというお話がありましたが、ぜひ、アフターケアが必要な場合にはその必要があるかなというふうに思いつつお聞きしました。その点、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

事務局

他の委員様方、ご意見いただけましたらと思いますが、いかがでございましょうか。

柏崎委員

質問させていただきたいんですけども、その教育研究支援の薬物防止などを担当する部署ということで、薬物防止に関する研修みたいなのを行われていたりするんですか。

森教育長

はい。その当該職員は課長でしたので、課長自らということではないですけども、教育研究支援課に生徒指導担当っていうのがございまして、その生徒指

導担当の生徒指導主事たちが、特に中学校等の薬物防止の研修とか、そういったことで行って話をすることもありますし、講師さんと呼ぶってということで、間に入らしてもらおうというようなことで、子どもたちへの研修に関わっていたことは事実です。

柏崎委員

ありがとうございます。

事務局

他にいかがでございましょうか。

一点、事務局から大変恐縮なんですけど、青少年問題協議会ということで、その青少年問題として捉えました時、近年の青少年についての、麻薬とか薬物とか、その辺りの犯罪の件数ですとか、動向ですとか、そういうものについてのお話を、ご指名させていただいて恐縮なんですけど、例えば警察さんの方で、皆様にご披露していただくことってできませんでしょうか。

森田委員

少年の、ということで、よろしいでしょうか。

事務局

全体の話でも結構ですし、わかる範囲で。突然申し訳ございません。

森田委員

少年のというところでございますと、ちょっと前にですね、大麻がですね、全国的に中高生の問題になった時期があったんですけども、その時期に、確かに、県内でも検挙されるような事例があったっていうふうには承知をしております。実際、中高生に、薬物とかそんなのが蔓延してる状況にあるのかっていうふうに言われると、現状そこまでのものではないのかなというふうな認識はしております。私、今、手元に津市内の、昨年中のですね、統計的なものを持ってきておるんですけども、薬物事犯としましては少年で4名の検挙があるんですけども、大麻取締法が2人と麻薬特例法が2人です。このうち大麻取締法の2人については、有職少年で、麻薬特例法についてはその他の学生ということで、大学生とか専門学校生というような状況でございまして、昨年を見た時にはですね、中高生の薬物事犯での検挙はなかったというような状況になっております。県内で見ても、高校生が2人、大麻で検挙されておるといのはあるんですけども、あちこちで薬物で検挙されている中高生がいるのかっていうと、そういう状況ではないのかなっていうふうな印象は持っております。全体的な話になりますと、やっぱり覚せい剤で検挙される方っていうのは毎年一定数いられるのかなっていう印象は持っておるところでございます。

覚せい剤の検挙が県下でも一番多くなっておりまして、続いて大麻での検挙があがってきておるような状況です。昨年で言いますと、覚せい剤での検挙は、県内で言いますと、年間100件もないというような状況ではあるんですけども、一定数の検挙はあるのかなというところでありまして。一番もちろん多いの

がその使用とかですね、所持、こういった形になってくるかと思います。少年に関して言えばですね、そこまでまん延してきているという印象は持っていないんですけども、近年で言いますと、オーバードーズですね、そういったところにもですね、薬物問題っていうのはちょっと浸透してきているのかなっていうところがあります。かねてからある、例えばシンナー遊びであったりとか、覚せい剤だけじゃなく、その市販の薬とかを大量に服用することで、いわゆるオーバードーズですね、それを精神的に不安定でするような方もみえれば、ちょっとその面白半分と言いますか、そういった遊び感覚でやってしまうようなこともあるというふうには聞いております。当署管内でどうこうっていうわけではないんですけども、私どもの方としまして、薬の関係とかで懸念するとすれば、オーバードーズのところが一番かなっていうふうに、少年の問題としては捉えておるところでございます。話としまして、ちょっとバクッとした話になって申し訳ないんですが、そんなふうに捉えています。

事務局

ありがとうございます。突然お話をお聞きしてしまいまして申し訳ございませんでした。いろんなお話を聞かせていただきました。他の委員さん、よろしかったでしょうか。

青少年センターの方にもですね、この件、市民の方からお叱りのお電話をいただいております。まずは、教育長もお話しさせていただきましたけれども、信頼回復に向けては、当然のことでございます。一方で、青少年問題、青少年をあずかる担当部署としましては、青少年問題に関しまして、しっかりと取り組んでいく、こちらを進めていかなければならないと思っておりますので、引き続き取り組ませていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。この項はありがとうございました。このあたりで閉じさせていただきます。

森教育長でございますが、この後、別の公務がございます。申し訳ありませんが、ここで退席の方をさせていただきたいと思っております。

森教育長

すいません。よろしくお願いします。

事務局

それでは続けさせていただきます。本日の会議でございますが、15時30分、午後3時30分頃までを予定してございます。この会議は、先ほど教育長からもございました新型コロナの影響もあったのでございますけれども、令和元年度以降中止となっておりました。5年ぶりの開催となっております。また、委員の皆様におかれましても、本日が最初の会議となります。委員の皆様の紹介の前に、青少年問題協議会につきまして、事務局の方から資料を用いまして、少し説明の方をさせていただきたいと思っております。

お手元でございます別紙1という資料をご覧くださいと思います。先ほど教育長の発言の中にも若干ふれてございましたが、この協議会でございますが、地方青少年問題協議会法という法律とですね、津市青少年問題協議会条例という津市の条例に基づきまして設置されているものでございます。青少年の指導、育成や保護、矯正に関する総合的な施策を調査審議するための協議会と

いう位置付け、こちらが法律の2条の1号の部分でございます。もう一つですね、青少年に係る政策が適切に実施されるように、関係行政機関どうしで連絡調整、情報交換ですとか、そういった辺りを行うための機関ということで、都道府県や市町村に設置されておりまして、津市にも設置されている、そういう協議会でございます。青少年問題協議会についての説明は以上でございます。

それでは、引き続きまして、事項書の3といたしまして、委員の紹介をお願いしたいと思います。皆様の方から自己紹介という形でお願いできればと思います。事項書の次に、座席表を配布させていただいているかと思います。こちらの座席表をご覧ください、森田委員様から自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。

森田委員

皆さん、こんにちは。改めまして、津南警察の生活安全課長をしています森田と申します。よろしくお願いいたします。昨年から津南署の生活安全課長ということで勤務させていただいております。いろいろとご指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤委員

失礼いたします。県立学校長会を代表して出させていただきます、伊藤文子といいます。津商業高校の校長をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

柏崎委員

津市立三重短期大学より参りました柏崎早陽子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

宮岡委員

失礼いたします。三重大学教育学部の宮岡邦任と申します。よろしくお願いいたします。現在、学部の副学部長をしておりますが、来年度から学部長として、また引き続き、こちらの方にお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

梅林委員

名簿の11番、梅林です。子ども会の、旧津市の子ども会の会長をやりがら、関係した大きな津市の方では、事務局長をやっております。ここに呼んでいただいてありがたいなと思います。あの、ご存知だと思うんですけど、子ども会数、会員数が減ってきてるんです。子どもの数はそんなに減ってないんですけども、親が責任逃れで逃げとる、これもちょっと問題だなと思っております。これで、なんかもんでもらえればありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

遠藤委員

津の民生委員児童委員から伺いました遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員

津市青少年育成市民会議の会長をさせてもらってます。3年目になります小林です。よろしくお願いします。

橋爪委員

こんにちは。津市PTA連合会から副会長としておあずかりさせていただきました橋爪です。どうぞよろしくよろしくお願いします。

前川委員

充て職が多くてですね。一番小さい自治会、一志町、津市の一志町の波瀬の連合会長、井ノ口というところで自治会長をさせていただきまして、波瀬の連合会長をさせていただきまして、今年が一志地区の社会福祉、一志地区の連合会が輪番制になってまして、波瀬の当番ということで、その会長もさせていただいています。津市の自治会の連合会の方にも出席をさせていただいておるというような状況でございまして、津市では一応監事ということでさせていただいております前川と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

皆様、ありがとうございます。なお、本協議会でございますが、お手元の委員名簿に記載の通り、皆様と合わせまして15名の委員で構成されております。本日は委員の半数以上に出席していただいておりますので、津市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定によりまして会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。続きまして、事務局の方の紹介をさせていただきます。まず、教育委員会事務局教育総務部長、家城覚でございます。

家城部長

改めまして、教育総務部長の家城でございます。本日は、お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

事務局

次に、教育委員会事務局教育総務部生涯学習担当参事、松永正春でございます。

松永参事

担当参事松永です。よろしくお願いいたします。

事務局

担当職員としまして、生涯学習課青少年・放課後こども担当主幹、菊地俊彦でございます。

菊地

菊地です。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく青少年・放課後こども担当の主査、梅川和希でございます。

梅川

梅川です。よろしくお願いします。

事務局

そして、私がですね、生涯学習課長兼青少年センター所長を務めさせていただいております江角武と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事項書の4、会長、副会長の選出について、津市青少年問題協議会条例第4条の規定によりまして、協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めると規定されておりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

(事務局一任)

事務局

事務局一任のお声をいただきました。ありがとうございます。大変恐縮ですが、事務局から提案をさせていただきたいと思います。会長に宮岡邦任委員、副会長に柏崎早陽子議員のお二人にお願いしたいと存じますが、皆様、いかがでございましょうか。

委員

(拍手)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長に宮岡邦秀委員、副会長には柏崎早陽子委員に就いていただくことといたします。恐れ入ります。お二人は前の席へご移動をお願いいたします。

事務局

それでは、ここで会長、副会長より一言ずつご挨拶をお願いいたします。

宮岡会長

それでは改めまして、皆さんこんにちは。ただいまですね、会長に選任していただき三重大大学の宮岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私、今、大学の教育学部というところで、学生の教員採用に向けて指導の方を行っているところではあるんですが、大学生を見ても、やはりこの時代の流れとともに、どんどん学生の気質と言いますか、そういったことも変わってきてまして、教員として学生と対応するのもなかなか難しいという状況がございます。今回ですね、このような青少年問題協議会ということで、大学に入る前のお子さんたちの状況、子ども会の委員さんもうらっしゃいますので、そういったことも含めまして、学校の様子は、私も教育実習ですとかいろんなところで

様子を知ることができるんですが、特に家に帰ってからですか、その家のお子さんたちの様子ってなかなか知ることができませんので、そういうところも含めて、お子さんたちのためにですね、有意義ないろいろな議論がこの場でできればと思いますので、皆さんからいろいろなお話を聞かせていただきながら、いい議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

柏崎副会長

改めまして、副会長に選任いただきました三重短期大学の柏崎と申します。私、実は去年まで東京に住んでおりまして、今年度からですね、三重短期大学にご採用いただいてということになりまして、まだ、津市に住んでいる期間としては、おそらく皆さんよりもはるかに期間は少ないとは思いますが、ただ、三重短期大学というところは、本学は学生数がちょっと少なめというか、学生と教員の距離が近いということもありますので、より学生の現状ですとか、そういった、悩みとかですね、そういったものに向き合うことができるかなと考えております。なので、大学の教員として培ってきた経験とですね、それから、この場で皆さんからいろいろな意見をいただいたり議論を交わしていく中でいろいろな知識を積み重ねていってですね、両方がうまく活用できるように私自身も頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは、津市青少年問題協議会条例第5条によりまして、協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となると規定されてございます。ここからの議事の進行は、宮岡会長の方をお願いしたいと思います。宮岡会長、よろしくお願いいたします。

宮岡会長

それでは、議事を、進めさせていただきたいと思っております。議事の進行につきましては、皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。

本会議ですが、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、議事録は公開とさせていただきますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事項書に沿って会議を進めてまいります。まず、事項書の5、協議事項、括弧1、市教育振興ビジョン施策4、青少年の健全育成について、このことにつきまして、事務局から資料についての説明を行った後、審議を行いたいと思っております。それでは、事務局、説明の方、よろしくお願いいたします。

事務局

事務局の方より資料のご説明をさせていただきます。まず、別紙2の方をご覧いただきたいと思います。別紙2でございますが、まず、津市教育振興ビジョンと申します津市教育委員会が策定いたしました教育の基本方針と施策を示します、平成30年度から10年間の計画。この全体の10年間の計画がございます。そのうち、平成30年度から令和4年度までは前期計画がございました。その後10年間の計画のうち、令和5年度以降、令和5年度から令和9年度までの5年間の後期の計画がお手元にごございます津市教育振興ビジョン

後期基本計画でございまして、その計画の 85 ページから 87 ページの部分に、こちらのこの協議会が所掌いたします、青少年の健全育成に関する箇所、こちらの内容が 85 ページから 87 ページの部分でございまして。こちらには、津市における教育施策を着実に進めていくための青少年の健全育成に関する施策及び具体的な取組内容が記載されてございます。本日はですね、その別紙 2 を、1 枚めくっていただきます、86 ページ、こちらにございます。主な取組といたしまして、丸 1 から丸 3 というのがございます。こちらの目標と、令和 5 年度までの実績ですとか、令和 6 年度の現時点の実績について、資料の方をそれぞれ作成いたしました。そちらが、別紙 3、別紙 4、別紙 5 ということになっております。

別紙 3 の方から順に、ご説明をさせていただきます。別紙 3 の方をご覧くださいませでしょうか。こちらの主な取組、丸 1 番の青少年の相談についての資料となります。青少年センターでは、青少年、保護者ともに安心して相談できるよう、面接相談、電話相談、メール相談を実施しております。表の 1 にございますように、今年度の状況につきましては、現在の時点で 13 件の相談がございました。相談者の内訳でございまして、対象者である本人が 1 人、家族からが 6 人、その他ということで 6 人となっております。その他の 6 人につきましては、子どもたちが生活している地域の住民の方ですとか、知人などがございます。相談内容によりましては、関係機関と連携いたしましたり、他の相談機関にお繋ぎしたりするなど、適切な援助ができるようにしております。相談の内容につきましては、表の 2 のように、今年度は、不登校ですとか、いじめ、あと子どもの遊び方などについて、こういう相談内容となっております。以上が丸 1、青少年相談の説明でございまして。

続きまして、別紙 4 の方をご覧くださいませと思います。別紙 4 は、主な取組、丸 2 の青少年健全育成活動の実施の資料でございまして。街頭指導を通じまして青少年の見守りを行っております。実施している街頭指導、3 種類ございます。資料にございますように、まず括弧 1、センター街頭指導、こちらは青少年センター相談員、こちらは津市の青少年センターに勤務しております会計年度任用職員、こちらの青少年センター相談員が平日の午前と午後に行っております。こちらがセンター街頭指導でございまして。括弧 2 といたしまして、中央街頭指導、こちらは、協力していただける団体や小学校、中学校、PTA などから中央青少年育成指導員になっていただきまして、小中学校ですとか、高等学校の夏休み、冬休み、あとその前後の期間に行っているものでございます。3 つ目が、括弧 3、地区街頭指導でございまして。こちらは、市内の中学校区 20 地域にある地区青少年育成組織から地区青少年育成指導員になっていただきまして、それぞれの地区ごとに、街頭指導を行っているものでございます。これらの街頭指導を通じまして、子どもたちの見守りを行い、「愛の声かけ」という形で実施しております。後期のビジョンにおきましては、「愛の声かけ」一年間に 8,000 回というものを目標としておりまして、平成 30 年度からの推移につきましては、お手元の資料の表の 1 の通りの推移となっております。恐れ入ります。資料を 1 枚おめくりください。表の 2 でございます。表の 2 は、街頭指導の指導員の数ですとか実施の回数、「愛の声かけ」、注意、指導した人数と、平成 30 年度からの推移となっております。今年度につきましては、3 月 1 日現在でございまして、「愛の声かけ」の回数につきましては、

上段の方のセンター中央街頭指導、こちらの方で3,910回、下の方の地区街頭指導の方で407回となっておりまして、合計すると、4,317回、こちらが3月1日現在の回数となっております。また、中央街頭指導でございますが、こちらは新型コロナの影響によりまして令和2年度から令和5年度まで中止しておりましたが、今年度、令和6年度から再開をいたしております。そちらの実績、状況が表の3になります。今年度再開しております中央街頭指導でございます。表の4でございますが、こちらは、「愛の声かけ」をした場所ですとか、対象の学年などの一覧、内訳になってございます。以上が、丸2、青少年健全育成活動街頭指導の説明となります。

最後に、別紙5の方をご覧いただきたいと思います。主な取組、丸3の津市二十歳の集い実行委員会への支援ということでございます。民法の改正によりまして成年年齢が18歳に引き下げられた後ですね。令和4年度から、それまでの成人式という形から、二十歳のつどいという形で、二十歳を対象とした二十歳のつどいという形で開催しております。この二十歳のつどいの開催に向けまして、二十歳の代表者による実行委員会というものを組織しておりまして、7月から月に1回会議や準備の場を設けまして、当日の司会進行ですとか、あと当日配布するしおりの作成、あと会場の装飾、あと実行委員会企画など、企画運営に対して、実行委員会に対しまして、支援を行うという形で行っております。今年度の二十歳のつどいでございますが、1月12日の日曜日に、日硝ハイウエアリーナのメインアリーナで開催いたしました。参加人数は2,143人で行いました。ビジョンでは、目標の参加率を80パーセントとしております。過去からの参加者数、参加率の推移がお手元の資料の表1の通りでございます。資料の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

宮岡会長

はい、ありがとうございました。ただ今ですね、説明と資料を元にしまして、津市の青少年健全育成にかかる施策、取組について、ご質問やご意見をいただきたいと思います。特に、別紙の主な取組、丸2番です。青少年健全育成活動の実施についてを中心にですね、協議をしようと思っております。他の部分についてもですね、ご意見賜りたいと思いますが、まず、別紙の4を中心に協議ができればと思っておりますが、皆さん、ご意見の方、いかがでしょうか。事務局へのご質問等で結構かと思います。

伊藤委員

街頭指導をお世話になってると思うんですけども、本校も市内から通ってくれている生徒さんが多いので、制服も来ておりますもんで、街頭指導の方にお声もかけてもらったこともあるのかな、ちょっとわからないですけど。高校生っていうのがあるなと思いながら、これは質問なんですけど、特に津市さんのお取組なので、学童のお子さん中心なんじゃないかなと思うんですが、なんかそういう声をかけるのは、なんかルールとか、どういうのがあるのかなっていうか、街頭指導はどんなふうなルールでやってらっしゃるのかが、ちょっとお聞きしたいなと思います。

小林委員

すいません、自分、育成市民会議の者ですけども、日常は青少年センターの方の相談員をさせてもらってますので、実際に街頭指導の方に出ています。ルールっていうものは特にないんですが、やはり中心になるのは小学生、中学生ということで、高校生については、例えば、あんまり大きなことを昼間見つけることはないんですけども、例えば歩道に、歩道から車道に足を出してコンビニの前で座っていると、危険な状況がある時には声をかけるというようなことをしています。小中学生については、もっと気軽に声をかけたりしている状態です。

伊藤委員

たぶん、お世話になってることもあるのかなと。聞かせていただき、ありがとうございます。すいません、質問でした。

宮岡会長

事務局の方、よろしいですか。

事務局

はい、ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきましたように、やはり小学生の声かけというのが、件数的にも表れていると思うんですが、中心になっております。それはセンターの相談員が行っておりますセンター街頭指導につきましてもそうですし、中央街頭指導ですとか、地区の街頭指導、こちらにつきましても、総じて申しますと、小学生が中心になっているというのが、声かけの現状となっております。以上でございます。ありがとうございます。

宮岡会長

はい、ありがとうございます。そうですね、声かけの現状、別紙4の一番後ろの綴じこみに表がございますが、小中学生が多いというところもあるんですが、こうやってみると、高校生にもそれなりにお声がけはしていただいているということで、そういう実績は、結構、各校種で、声かけの場所の傾向が違うんだなということがあるんですね。他にいかがでしょうか。

宮岡会長

私から数字の質問というか、事務局に問いかけがあります。資料の2枚目の表になりますけども、今ですね、年間の目標、声かけ8,000回ということでですね。令和元年、8,695回ということで、この年、割と突出して、声かけの件数もあって、表2を見ると、ここでも件数のそういう達成の状況がわかるんですけども、他の年、令和2年からしばらくはコロナの影響もあったと思うんですが、なかなか難しかったかなと思うんですが、結構8,000回の目標、厳しい状況があるのかなというのが、数字的には出てるのかなと思うんですね。それで、今後、例えばこの8,000回の目標を維持すべきですね。何か考えた時に、令和元年が達成できたっていうその背景とか理由とか、何かの理由があれば少しお聞かせいただければと思います。

事務局

前期のビジョンが平成30年からスタートしておりまして、愛の声かけ8,000回という目標指標でございました。平成30年度の実績がトータルで8,000回の目標に対しまして5,434回でした。これを受けまして、8,000回の目標に到達すべく努力をし、本当に当時は今と違って子どもたちも外にたくさんいたりするなどして、なんとか令和元年度については達成できたものの、コロナのせいにはしていないんですが、令和2年度以降減少傾向になりました。後期のビジョンを策定するにあたりまして、目標の指標を引き下げるのかという、そういった議論もあったかとは思いますが、やはり目標をその後期のビジョンの策定時においては、下げることをせず、引き続き「愛の声かけ」という形でこの青少年の健全育成に取り組もうということになりました。8,000回という目標、指標は確かに目標の数値ですので、達成すべく取り組むべきものであるという認識は当然持っておるんですが、それとともに、この事業を行うことによりまして、その繋がりというものを大切にしながら、例えば子どもがいなくても、街頭指導という形でパトロールをしてることによって安心感につながるというか、見守ってもらっているという安心感につながるという、そういうふうな、ちょっと言い訳がましくなってしまうんですが、数字に表れないような効果っていうのもありながら、見守り活動に取り組んでいるというような、そういう状況でございます。ただ、確かに近年、先ほどから若干申しておりますが、近年、本当にですね、特に夏が暑かったりするなどしまして、実際、センター、街頭指導に出ている相談員の話聞かせていただいても、本当に子どもが外にいないというような状況というのは、実際に私どもも感じていますし、そのような状況から件数っていうのがなかなか伸び悩んでいるのかなっていうふうな状況でございます。ただ、8,000回という目標、指標に対しましては、少しでも達成ラインに近づけるよう、引き続き努力はしてまいりたいと思っておりますが、なかなかこれといった抜本的な解決策というのが見出せないというのが、私どもも苦慮しておる、そういう状況でございます。お答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

宮岡会長

ありがとうございます。割とやっぱり外にいない状況っていうのは、日々私も通勤ですとか、外に出る機会があっていろいろ見てると、公園で遊んでるお子さんをなかなか見ないなっていうのは、見た目にも状況そうかなっていうところはなんとなくわかる気がします。綴じこみの別紙4の最後のところ、令和6年度でそれぞれの施設等々の声かけの回数が上がってるんですが、例えばこれ経年で見た時に、平成30年度あたりから見た時に、屋外から、例えばデパートとかゲームセンターとかに、傾向がこう移ってきてるとか、そういう状況っていうのはございますか。

事務局

すいません。そちらの詳細な分析まで、まだ今日の時点でお手元の資料にもご準備してございません。申し訳ございません。ただ、恐らくというとお答えにならないかもしれないんで恐縮なんですけど、外にいない代わりに、例えば固有名詞で申し上げますとイオン津南でございますとか、そういうところには小

中学生っていうのはいるのかなと思います。一方で、もう皆さん、お感じになっていらっしゃる通り、いわゆる公園で遊んでいる子どもたちっていうのは本当に少なくなっているというような、そういうふうな状況になっております。

宮岡会長

そうですね。高茶屋の駅から、たくさん歩いてくる中学生風情のお子さん、結構見たりするので、なんとなく、イメージは掴めるんですけど、例えばそういう状況になった時に、この声かけする対象を、屋外から徐々にそういう施設に移していくっていう、そういうようなお考えは今後やっぱりあり得るっていう感じなんですか。それで、回数的には増やしていくみたいな。

事務局

実は、実際、パトロールとも、街頭指導のコースでございますけれども、相談員の方でこういうルート、こういうコースっていうのを何パターンか作っていただいて、そこを順番に回っていくというような街頭指導になっております。例えば、先ほど申しましたショッピングセンターですとか、そういったところもパトロールのコースの中には入ってございまして、そちらの方で何か気になる事柄、お子さんがいらっしゃるれば声をかけさせていただくというような形になっております。もし補足があれば、小林委員さん、すいません。お願いします。

小林委員

特に、季節によって固有名詞になりますが、イオンの人が増えるかっていうと、そういう状況じゃなくて、イオンには、いつでもこのぐらいいるなっていう感じで、公園については、いい季節にはたくさん出ている時もある。だけど、もう暑い時、それから寒い時にはほとんどいないという状態で、結局、家にいる。いわゆるSNSと、携帯電話を使って、というようなところで、誰かの家に集まってしているのが多くなっているという想像もあるところですが、今も、教員をしていた時の話とかも総合すると、家に集まっていることが多いというような、そんなふうに思われます。

宮岡会長

他は、いかがでしょうか。

宮岡会長

あともう少し、私からですね、表2中心になってしまうんですけれども、センター、中央街頭指導、地区街頭指導ともにですね、委嘱の人数が徐々に、全体的、相対的には減少傾向なのかなというような気がしてるんですね。センター中央指導の方がですね、平成30年は151人なんですけど、令和6年は121人で、地区街頭指導の方は、令和6年、前年よりはかなりまた、それが増えていただけてるんですけども、平成30年よりはやっぱり減ってきてるということで、委嘱させていただく方の確保も、結構大変な状況があるのかなっていう気がしてるんですね。この辺りで、今後また8,000回の話になってしまう

んですけども、こういったところが、今後その指導をしていただく方の確保、維持をどのように考えてるかとか、その辺のビジョンというのは、いかがでしょうか。

事務局

失礼いたします。表2の方でのお話でございます。表2を見ますと、おっしゃる通りですね、上段のセンター・中央街頭指導の委嘱の人数、平成30年度からの経年で見ますと右肩下がりにございます。こちらは、センター街頭指導につきましては、委嘱の人数がそんなに大きく増減するようなものではございませんが、中央街頭指導、こちらの方で人数、委嘱の人数が減少傾向にあるのかなと。まず一つの理由といたしましては、中央街頭指導を令和2年度から令和5年度まで、新型コロナの影響で中止をしておりました。その影響もあるのかなとも思います。ただ、令和6年度から中央街頭指導を復活しましたが、令和5年度とさほど委嘱の人数としては変わっていない、現実としてそういう数値でございます。この委嘱と申しますのが、市の方から、何人必要だから、何人の方を、例えば団体さんから推薦いただいて、その方に委嘱状をお渡しするっていう形ではなくて、ご協力いただける方、団体さんで、いらっしゃいますかとお聞きして、何人協力させていただきます、このメンバーで協力させていただきますという、そういうお申し出を受けまして、委嘱をさせていただいております。下段の地区の街頭指導は、その顕著な例でございます、20の地区の組織がございます。その地区の組織をお願いをしまして、ご協力いただける方の名簿を出していただいて、委嘱の方をさせていただいております。最近私どもが感じておりますのが、もうコロナのせいにはしてはいけないって思いながらもですね、この地区の街頭指導、こちらをしていただいているのが、地区の青少年の育成の組織になります。イメージしていただきやすいのが、その地域の方々が集まっていいただいて、子どもたちの見守り活動ですとか、そういったことをしていただいている社会教育の関係の地域の活動としての団体さんで、やはりその団体さんも、コロナも当然あるんですが、一つ、一番大きいのは、やっぱり高齢化の影響だと思ってます。社会教育活動全般的にそうなんですが、団体さんの、その活動いただく方の高齢化によりまして、その活動をしていただく人数、こちらの方がだんだん減っているような傾向にあった中で、新型コロナの影響でそれが一旦中断してしまって、アフターコロナの時代になってきて、人の流れは戻ってくるんですが、人と人との繋がりっていうのがどうしても戻ってこないっていうような、そういう現象、現状が社会教育活動全般にございます。その影響から、地区街頭指導の委嘱の人数についても、なかなか減少傾向に歯止めがかからないのかなっていうのが現状でございます。ただ、これをどうしようかっていうのが、申し訳ございません。市としても、じゃあこうやったら抜本的にこの委嘱の人数を増やせて、「愛の声かけ」の回数目標達成に向かって取り組めるよねっていうような打開策があれば、すぐにもやりたいのですが、聞かれて、逆に皆さんのご意見をお伺いするような形になって申し訳ないんですが、こういうふうにしたら、そういうふうなことができるんじゃないかとか、こういう活動団体があって、こういうふうな団体をこういうふうを活用すれば、もっといい形、今よりもいい形で、この取組が以前のように充実させられるんじゃないかとか、そういったご意見とかご提案と

か、そういったアドバイスのなものも頂戴できれば、私どもは大変ありがたいと思っています。

宮岡会長

はい。ありがとうございます。今、具体的にですね、事務局の方からこういったところのアイデアがあるかと、提案があったんですが、ちょっと考えていただいて、何かこう、いいアイデアをお持ちの方がいれば、少しでもヒントになるようなところがあれば、そのあたり少しいろいろご提案等いただければなと思います。

伊藤委員

ちょっと、質問ですけど、この委嘱された方の警察への通報義務を負っているのかとか、あくまで声をかけてなのかとか、この方々をそんなに増やすのがいいのかどうかとか、設定がわからないので、教えていたきたいです。

事務局

委嘱させていただいた方が、例えば何かあった時に、その通報の義務っていう形をお願いしているわけではなくて、あくまでご協力いただけますかっていう、この活動にご協力いただけますかという形を取っております。ただ、それぞれのご判断で、委嘱されていようがいまいが、見てしまった以上、警察に通報した方がいいとか、これは本当に犯罪だからとか、そういうふうなケースはあると思いますが、この委嘱状を持って通報義務までお願いしているものではないというのが、今のこの制度になってございます。

伊藤委員

わかりました。その答えは想定しておりながら聞いてるんですけど、この方々の人数を増やすっていうのは、増やすことは大事なのかなっていうのと、今、私は教育現場にいますので、もう全てのことに於いて、回数を増やすことにする目標は、もう子どもさんたちが減っていったり、保護者の方の数が減っていったり、教員の数が減っていく中では、数を目標にすることっていうのはもうほとんどやめていまして、その効果を、声をかけた結果、こういうふうに改善されたとか、何か効果が出たことについての指標がどんどん置き換わっているような、大学さんなんかもそうだと思います。あまり数を問うことをしていくのには、もう無理があるかと思います。そもそもの人の数も減っていると思いますので、委嘱人数を増やすとか、声かけを増やすとか、そもそも目標設定が難しくないかなっていうところからした質問です。

宮岡会長

なるほど、そうですね、今の伊藤委員さんのご意見、全く大学も同じです。例えば目標8,000回ってなった時に、その8,000回の根拠ですね、エビデンス、なんで8,000回なんだっていう、なんかそこが文科省から求められたり、例えばそんなところがあるんですね。そういうので、もし8,000回必要でなければ、じゃあ5,000回に減らしませんか、減らしましょうってなった時に、じゃあなんで5,000回なんだ、今度またそこは問われ

ることなので、その辺りはやっぱり同じだなというような感じがしたんです。そういう意味では、当初8,000回の目標で、現状8,000回なんですけども、ここ数年の達成回は1回なんですけども、達成しなかったとしても含めて、こういう効果があったので、やっぱり8,000回あった方がいいんだろいうっていう話があれば、たぶん8,000回でいいんだと思うんですね。その辺りで、もし、これ回数とか人数しか出てないんですけども、このちょっとやっぱりこういう効果があるんです、見かける子どもは少ないんだけど、見まわること、安全、安心が、確保できるって、そういう話はあったかと思うんですが、そんなようなところで、さらにですね、こんな効果が見られたのでっていうのがあれば、ちょっとご説明いただきたいなというのと、その他少し、先ほどちょっと手が挙げられかけていましたので、ちょっとご説明があればお願いしたいと思います。

事務局

まずですね、こちらの後期の振興ビジョン、後期計画でございますが、令和4年度に策定作業をしまして、令和5、6、7、8、9年度までの5年間の計画ということで、その5年間は毎年8,000回というふうな目標にしましょうというの、もう令和4年度の時点で、その当時、計画として定めたものでございます。ですので、令和9年度までは、もうこの計画のまま、この計画を変更しない限り、基本的には教育振興ビジョンの計画変更っていうのは一般的に行なわずに、次の、令和10年度以降の次の計画を作るときに、この指標をどうするか、もっと言うと、この指標の設定の仕方ですか、どういうふうな取組でもって、この青少年の健全育成活動の実施に取り組んでいくか、そのあたりは、令和8年度ですか、令和9年度に、令和10年度以降の計画を策定することになると思いますので、これは少し中長期的な視野で今後検討していかなければならないと思っております。一方で、今走っている計画、この目標達成に向けて、人数の増をどうするかっていう部分でございますが、もうこれは本当に地区の青少年育成組織が中心になってくるかと思うんですが、できるだけご協力いただける人数、ただ一方で、それぞれ地域には高齢化の波が押し寄せておりますので、非常に難しいところは大変感じておるところなんです、一人でも多く人数を増やせるよう、これは働きかけを行っていかなければならないなというふうに思っております。以上でございます。

宮岡会長

はい、ありがとうございます。

宮岡会長

これは令和9年度までは、ずっと8,000回っていうことなんですけども、何年度ごとに結果が出てきて、ある程度の中身とかってわかるんですかね。こういう効果が発現してきて、それで、この辺が足りなかったの、次年度、何しますというPDCAを回すみたい、そういう仕組みっていうのはあるのですか。

事務局

お尋ねのPDCAの仕組みですが、教育委員会の中でですね、法律に基づく仕組みなんですけど、点検評価制度というのがございます。こちら、毎年度実施しておりまして、この後期のビジョンの中の、今、お示しさせていただいているのは、青少年の問題に関わる施策の部分だけでございますが、計画全体を通して、それぞれの目標、指標がたくさん設定されております。目標に対する成果がどうであったか、何パーセント達成されたか、全て評価をいたしまして、点検評価報告書という形でこちら、ホームページの方にも公表されているものなんですけど、そういう仕組みはございます。ですので、お尋ねの、規定に戻りますと、この毎年度8,000回という目標が、お手元の資料、別紙4の表の1になるんですが、こちらの回数8,000回に対しまして、例えば、令和5年度は4,186回でしたっていうような、こういうふうな結果につきましては、点検評価報告書の中でお示しするとともに、では、先ほど一番のお尋ねの、どういった成果があったのかっていう部分でございまして、令和6年度に実施しましたのが、令和5年度、前年度の点検評価でございまして。そちらの点検評価の方にも記載させていただきましたのが、先ほど前段で申し上げた、繋がりを大切にしながら、青少年を地域や社会で一人にしないような見守り活動といった形で取り組んでいく、そういう数字には現れない効果があるっていうような評価とさせていただきました。以上でございます。

宮岡会長

今日ですね、お示しいただいているのが、データが割と中心なんですけども、別紙を読んで、例えば次回開催するのがいつかわからないんですが、令和6年度のそういった成果というか、その辺りの報告をしていただいて、それに基づいて、将来どうしていくのがいいかというような議論ができるといいのかなと思います。そういった報告を、ぜひちょっとしていただけるとありがたいかなっていう気はします。

事務局

はい、ご意見ありがとうございます。点検、評価の仕組みですが、例年ですと9月ですとか、10月頃に完成いたします。こちらの会議の来年度の開催の時期にもよりますが、開催時期によりましては、例えば令和7年度のこちらの会議の開催の際に、令和7年度に実施する、令和6年度の評価がすでに完了しておれば、例えば、そちらの点検評価報告書の方を資料としてお示しさせていただいて、それについて、じゃあ8年度以降どうしていこうとか、そういうような議論もお願いできればというふうに考えております。一度ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

宮岡会長

よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

家城部長

私の方からも一言よろしいでしょうか。私も教育委員会の方がだいぶ長くなってまいりましたので、先ほどご議論いただいております、その8,000回というようなご議論をちょっとお聞かせいただいている思い出した話がご

ざいます。この教育振興ビジョンを、先ほど、前期と後期があるというふうなことで課長の方から説明しておったかと思うんですが、令和4年度までが前期で、令和5年度以降、後期が始まっております。そんな中で、この教育振興ビジョンの取組の一つである、この「愛の声かけ」っていう取組をですね、後期の取組の中でも、やっていこうとした時に、目標値をどうしようかっていうようなことをですね、令和3年、4年ぐらい、まだまだコロナ禍であったと思うんですが、この頃に議論していた覚えがございます。当時、コロナ禍前の令和元年度には、8,000回以上を達成しているので、じゃあこれもコロナが明けたことを想定して、後期の計画の中では8,000回っていうことではどうかという、そういう議論もございました。一方で、本当に今、子どもらってゲームセンターにおんのかなっていうような、どこにおるんやろ、子どもらは、家におるんやろうか。ひょっとしたら、ネット上において、そういったところをもっと見に行った方がいいんじゃないか、そういうふうになると、ちょっと「愛の声かけ」からは話が外れてくるよね、みたいな議論もあって、果たしてその回数っていうような形で目標値を定めていくことが望ましいんかなっていうような議論をした覚えがございましたが、ただ、「愛の声かけ」自体は大変大切な取組でございますし、コロナ禍明けをですね、ある程度想定して目標値を立てなければならないというようなこともございまして、また、指導員の方や地域の方の頑張りをですね、一つの形にしようという、やはり回数かなっていうようなことで、8,000回に落ち着いたのかなっていうようなこともちょっと覚えておるんですが、今後、そういった本日はいただいたようなご意見も踏まえて、確かに回数だけではなくて、そこでできた、その効果的なものをもっと実証できるような形のPDCAサイクルを回せるような体制がやはり望ましいのかなというふうに思いますので、そういったことも踏まえましてですね、またこれ後期が令和5年、6年、来年まだ3年でございますので、次のさらなる教育振興ビジョンも踏まえてですね、ちょっと考えていきたいというふうに考えております。大変有意義なご意見をいただいたかと思ひます。ありがとうございました。

宮岡会長

ありがとうございます。社会もほんとに早い流れで大きく変わってきてるので、なかなか十年スパンでこのビジョンがあった時に、それよりもたぶん社会の流れの方が早い気もするので、ちょっとなかなか大変な部分もあると思うんですが、やっぱりその時その時で、ちょっと状況を適切に把握しながら、ご検討いただければありがたいかなと思います。

他にいかがでしょう。別紙4からのご質問、ご意見の他に、別紙3と別紙5もありますので、こちらの方も含めて何かあればご意見、ご質問等お願いできればと思います。

前川委員

すいません。別紙4の中で、声かけの回数は、ゲームセンターさんが1番多い596回とか。デパート等の、たぶんスーパーとかの391回とか。あと公園で460回。旧津市は当然ゲームセンターとかそんなんもある、デパートもあるでしょうし。旧郡部の方になりますと、全然そんなゲームセンターもござ

いませんし、当然カラオケボックスもない。デパートもない。そんなような状況の中で、この声かけをいろいろやってもらってというのはわかるんですけども、田舎の方といたしましては、全然そういうの関係ないような状況があると。例えば、私とこ、旧一志郡の一志町というところなんですけども、そこには村が4つありまして、その大井、波瀬、川合、高岡という4つのところがありまして、私のところは波瀬なんですけども、波瀬、小学校1年生から6年生、今、全部入れても9人なんですよ。バス34人乗りに9人が乗って帰ってきます。当然小学校もなくなりましたし、私、以前、公民館におりまして、そこに松永館長、中央公民館で上司でございましたけども、夏とか暑い時にですね、子どもたちが公民館に顔を出して、ちょうど講座が3時半ぐらいには終わると、それまでにやって来て、ちょっと休んでいいとか言うてきて、言ってくるのなら、あかんとも言えず、公民館でほんな遊べやっていう感じで、館長、ごめんな、遊ばしてました。真夏の暑い時なんか外に倒れてもらうより、ええやろとか、そんな感じもありましたんですけども、この声かけさしていただくっていうのも、私とこの4つの地域に関しましてですね、夏休みの夜間パトロールとか、そういう形でやっておる部分がございます。あと、高岡地区に関しましては中心地になってますんで、子どもらも、そうようけおるんかわかりませんけども、もう波瀬地区なんか全然子どももいない。中学校、昨日卒業したら、たまたま6人おりまして、来年は1人しかおらんというような、こんなような、中学校もそんなような状況でございますので、声かけどうのこうの言われても、意外と昔の郡部に関しましては、声をかけてもらったんか、実際にあるんかどうかっていうのはその辺をお聞きしたいのと、それ、ほとんど旧市内、久居地区ぐらいか、人口の多いところに関しての声かけになろうかと思うんですが、その郡部の方でもそんな声かけをやって、なんか成果が出るとか、そういうことはなんかあるんでしょうか。その辺どうですか。

事務局

まず事務局の方からお答えさせていただきます。センター街頭指導、毎日青少年センター相談員が日報の方を挙げていただいております。先ほど申しましたように、いろんなコースがございます。先ほど前川委員がおっしゃいましたように、例えば旧郡部の方になりますと、実際パトロールを回っていても声のかけた人数っていうのは0人っていうふうな結果というか、そういうものを見てるっていうのが実際のところでございます。確かに、もう子どもがいないっていうのは全体的にもそうでございますし、さらに申しますと、旧津市内ですとか、旧久居市内とか、例えば美杉、白山ですとかそういう地域と相対的に比較しますと、もう子どもの数自体がかなり違うのかなっていう、全体的に減っている中で、さらに子どもがいる地域と全くと言っていいほどいない地域も、そういうもう差もかなり大きくなっているのかなというふうに感じております。以上です。

宮岡会長

はい、ありがとうございます。子どもさんは少ないんだけど、0じゃないので、コース道に合わせて、日々回っていただいているということですね。

事務局

はい、左様でございます。

宮岡会長

ちょっと初歩的なところが、そう言えば抜け落ちていたかなと思うんですが、僕の中で、コースで回られてるって、その時間帯ってというのは、夕方になるんですか。お子さんが帰宅してからですか。

事務局

センター、街頭指導でございますが、朝出発しまして午前で一旦戻ってくる場合もあれば、遠方の方ですと、もうそのまま昼をはさんで別のコースの方にそのままこちらに戻らずに回っていくというようなパターンもございます。勤務時間がどうしても朝8時半から5時15分ということでございますので、例えばですね、遠方の方に、午後に行きますと、こちらへ帰ってくるまでの時間ってというのがございますので、コースによっては子どもさんたちの、小学校のお子さんたちの下校の時間よりも、ずれてしまうというような、そういうことはあろうかと思えます。

宮岡会長

それは基本、平日のみで、休日、週末はやられてない。

事務局

はい、そうですね。センター街頭指導につきましては、平日のみでございます。

宮岡会長

その朝からコースで回られてるっていうのは、やっぱり学校に行かずに、不登校のお子さんとか、そういうお子さんもいることを想定してという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

事務局

はい。そういった意味もございます。

宮岡会長

そうしましたら、そういうお子さんが少ない地域についても、従来通り今後でも回るとい、そういう方向性ということでよろしいですね。

事務局

はい、その通りでございます。

宮岡会長

はい、他に何かあれば。

宮岡会長

じゃあ、ちょっと別紙4ではないんですが、別紙の3の方から、1つ確認と質問をさせていただきたいんですが、別紙3、表2のところで、令和6年と言うと、不登校の数がまあ少ないんですけども、今までより数が少し多くなっているというところと、あと、いじめのところは、平成30年ですとか、令和元年からすると、少ないんですけど、少し相談があるということになるんですが、現状、たぶん公立学校さん等ですね、不登校の問題ですとか、あるいはいじめの数っていうのは結構な、相当数あるんじゃないかなっていうのに対して、割と少なめなのかなっていう気がしたんですけども、これは先ほどの話にもあったかと思うんですけど、連絡先がまだ浸透してないのかとか、あるいはその辺の問題なのかっていうのが1点と、あと、こういう話があった時に、例えば学校さんとかと連携をしながら、連絡してというか、そういう繋がりというか、そういうのは構築されてるのかっていう2点について。

事務局

別紙3の相談でございます。こちらの青少年センターで行っておる青少年相談につきましての実績というのがこちらの資料でございます。皆さんご承知の通り、たくさんのSNSとかLINE相談とか含めまして、県の方でもたくさんの相談窓口、国の方でもたくさんの相談窓口、それがそれぞれ、例えば自殺対策であったり、心の、メンタルヘルス的な、メンタルケア的な相談窓口であったり、いろんな窓口っていうのが本当にたくさんできてきておるっていう、そういう世の中になっております。私どもの青少年センターの方でも、従前から青少年センターでの青少年相談という形で、18歳未満の本人さんですとか、保護者さんですとかいった方を中心にこのような形で取り組ませていただいております。私どもの方に電話をいただいた方で、私どもの方では解決できないような事案があれば、こういう電話窓口がございますので、そちらの方にお尋ねいただければいかがですかとか、一度、相談内容を聞き取らせていただいて、電話で相談いただく方っていうのは、本当に困って電話をしていただいているというふうな思いで受けておりますので、まずは傾聴、まずは聞かせていただく。その上で、解決にあたって、こういう窓口もございます、こちらの方でっていうような、そういうお繋ぎをさせていただくようなケースっていうのもございます。もう1点ですね。例えば、いじめですとか、不登校ですとか、そういった話がある場合で、かつ、その相談者の方が具体的に、ちょっと実はどこどこ学校でっていうのがもし分かれば、そういう情報は教育委員会内部で、別の課の方の担当の方にお繋ぎして、こういう電話があったので、そちらにも何か学校からそういう報告が上がってないかとか、そういうふうな連携は取りながら対応させていただいている、そういう状況でございます。

宮岡会長

わかりました。その連絡をしてくるお子さんっていうのは、いずれかの方向でその連絡先を把握してるか、できてるということですか。

事務局

はい、こちらの青少年相談のご案内なんですが、啓発グッズを作りまして、こういう相談窓口がありますよとか、そういうふうな啓発でもって周知を図っ

ている、そういう形と、あと、市の方にはいろんな、例えば自殺対策の関係部署もございます。で、そちらの自殺対策の関係部署がいろんな相談窓口を取りまとめている、その一覧の中に1つとして、私どもの青少年相談の番号、連絡先も入れていただいたり、そういうふうな取組も含めて、啓発というのは周知しているのを図っている、そういうところでございます。

宮岡会長

せっかくの相談窓口なので、できるだけ多くの方に利用していただいた方がいいかなと思いますので、啓発物は作られてるところもあるんですけど、よりいろんな方に目に触れる方法っていうか、ちょっとそこも今後考えてもいいのかなっていう気もしますので、また、ご検討いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

宮岡会長

他にいかがでしょうか。

ちょっと時間が押してしましまして、もしご意見ないようでしたら、今日のところはですね、協議事項の括弧1については、この辺りにしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 意見なし)

宮岡会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項の括弧2にあります津市の青少年の様子について、委員の皆様がそれぞれ、様子について、感じてらっしゃることかありましたら、お話いただければと思いますが。特に事務局の方からのご説明はなくてよろしかったでしょうか。

事務局

すいません、特にご用意はしてないんですが、先ほどからメール相談の方でも出てまいりましたが、いじめですとか、不登校ですとか、そういった話があります。今日のところは、街頭指導の方を中心に皆様に貴重なご意見をいただいたところなんですが、青少年問題全体で申しますと、近年、いじめの問題でございますとか、あと不登校もそうですし、自死、自殺、そういった部分も、青少年の問題の中の件数は決して多くはないと思うんですが、そういった問題も含めて青少年問題なのかなというふうに感じておるところでございます。そういった観点からも、皆様、それぞれのお立場の中で、もし何かございましたら、普段感じていらっしゃるなどとお話しいただければ、幸いです。以上でございます。

宮岡会長

はい、ありがとうございます。特に資料ないということなんですが、今日の

橋本委員

事務局

橋本委員

宮岡会長

伊藤委員

25

れは、それをどう捉えるかっていうと、令和の時代の在り方として捉えて、私どもも、保護者が来るっていう設定がないものが多かったんですけど、もう保護者が来ていただく場を用意しようかっていうふうに移行していかなあかんかっていうことが多いので、その辺りは、そういうことなんだろうなと。ご苦労されてるんだなっていうのを思わせていただきました。答えはちょっと言えないんですけど、一方で、保護者の方々はそういうことで、すごく追われてる、時間的にも追われてらっしゃるんじゃないかなって。スポーツ関係の地域の活動にも、送り迎えとかもすごくお忙しくされてるんじゃないかなというので、なんかそういう次の時代に合ったあり方っていうのも、また新しいビジョンの時には少し形を変えていかなあかんことも出てくるのかなって思わせてもらったのと、街頭の声かけとか、質問させてもらいましたけど、高校生に声かけていただいて本当に感謝申し上げる次第なんですけど、やっぱり家族と学校の先生しか関わってないので、むしろすごい貴重な、地域の人にちょっと注意されたっていう話はもう、ありがたいです。なかなかコンビニの前で座り込んでるっていうことについて、いい悪いはなかなか分別がつかない中で、私たちがコンビニの前に行くことができない中、こうやって学校の方にも声を寄せていただいて、今日はもうお礼も申し上げなあかんかなと思ってたんですけど、一方で、すごく貴重な役割の部分があるので、持続可能にこういうことを続けて、子どもたちを見守っていくかってのは、ぜひまた、私も今日は、何も答えを持ってきてないんですけど、しっかり関わらせていただかなきゃいけないなと、参加させていただいて感じましたので、またよろしくお願いします。

宮岡会長

そうですね、今日の協議会は特に結論を求めるところはなくてですね、皆さんから意見をいただくという、そういう会だなというふうに位置付けておりますので、何かありましたらなんでもご意見いただければと思ってます。

柏崎委員

個人的に気になることがあったので、ちょっとお聞きしたいんですけど、最初の方に、犯罪検挙のお話をされていたと思うんですね。この会議にあたり、事前に犯罪のなんか認知件数みたいなどころを見てきたんですけど。津市で、全国的に見ても毎年度そうなんですけども、やっぱりこう窃盗に関わってくる青少年の数がやっぱり多いよねということだと思うんです。青少年の窃盗を、そういう犯罪に関わる、あるいはその巻き込まれる原因として、なんか、一番というか、考えられる理由はなんなんだろうなっていうのがすごく気になっていて、その青少年に対する、活動として、声かけがあって、それももちろん犯罪の防止に繋がってくると思うんですけども、そういった犯罪の原因に対して、声かけっていう活動でアクセスできるでしょうか。そういうのに繋がっていけば、よりもっと、回数のお話もされてましたけれども、効果のお話も出てきましたので、繋がってくるんじゃないかなと思うんです。どういった理由で、その犯罪、窃盗に関わってくる、あるいは最近だと児童ポルノ禁止法ですとか、そういったことに巻き込まれてしまう、どちらかというと、被害者として巻き込まれてしまうところが多いんですけれども、原因っていうのは、どういったところが多いでしょう。

森田委員

そもそものお話になっていくんですけども、まず津市内のお話をさせていただきますと、津署の生活安全課の課長は出席しておりませんので、津南署と津署と合わせた津市内の数でお話をさせていただくんですけども、少年事件として刑法犯少年52名扱っております、令和6年中で。そのうちの38名が窃盗犯となっております、要は人のものを盗んだっていうのが38人ということで、半数以上を占めておるという状況です。中でもですね、25件が万引きということで、全体の半分近くが万引きっていうのが罪名になってきておるといような状況になっております。なんでそれが多いのかっていうようなお話になってきますと、これはそもそも少年に限った話ではなくですね、大人も含めた全体の犯罪の半数ぐらいが、窃盗的なところはやっぱりあります。少年に限った話ではないというところはあるんですが、実際問題、その万引きであつたりとか自転車盗、こういったものは、その犯罪の入口になりやすい犯罪、最初にそこから入って行って、より悪質な犯罪に手をそめていくっていう、この入口になりやすい犯罪とされておりますものでですね、当然ながら、こういったところでですね、適切な事件化を図るであつたりとか、青少年の健全育成に努めて行って、その再犯にならないように努めていくっていうのは非常に重要なことだというふうには思っております。で、先ほどの皆様からのお話もありましたように、コロナ以前からの話なんですけど、子どもたちの遊び方の変化とかそういうところでですね、昔であれば出てって、外で悪いことをしてとか、補導されてるとかっていうのが多かったと思うんですけど、少年事件の検挙数であつたりとか、少年補導の数自体、ほんとに10年前から比べてもう激減しておるような現状がございます。そういった中で、例えばインターネットが普及したことによって、みんながSNSを使ったりネットゲームをするようになった。そういった中で、ネットトラブルであつたりとか、そういったところから発展したいじめの問題であつたりとか、あとは、先ほども副会長おっしゃいましたように、SNSを使った性被害の問題、こういった問題が出てきておまして、少年自体が悪いことを、目に見えるところで悪いことをするっていうところから、ちょっと見えないところに、見えないところで起こる犯罪とかそういったものにシフトして行っておるのかなっていうところですね、悪いことをした少年をなんとかするっていう少年問題から、それに加えて、その少年の被害に遭わないような対策もしていけないといけないっていうところが、今その少年問題として、警察としても問題点として捉えているようなところでございます。

宮岡会長

他にいかがでしょうか。

宮岡会長

子ども会の問題は、機会があればこの場でも少し、青少年センターが絡んだ、人との繋がりっていう意味で、僕は子どもの頃あったかかったなと実は思っています。そして、今子どもも減ってますし、伊藤委員さんから話があったように、保護者さんが疲れてるのかなってですね、そんな背景があるのかなんですけども、人と繋がってあったかい部分があると。今のそういう窃盗もそうなんです

けど、なんか人の目がどっかで見てるっていうのがあると、抑止力になるのかな、あるかもしれないので、また追々、議論できる場があればいろいろと議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。他に何かあればご意見とかいただければと思いますが、いかがでしょうか。

今日はこの辺りでよろしいですか。ありがとうございました。いろいろご意見、本当にありがとうございました。それではですね、協議事項の括弧2番の、以上で終わりたいと思います。それでは、これから、委員の皆様からいただきましたこのご意見を参考にしまして、それぞれの機関、団体、青少年センターにおいて、また今後の青少年の健全育成について推進していただきたいと思っています。協議事項全て終わりましたので、これを持ちまして青少年問題協議会を閉会させていただきます。なお、来年度ですね、会議の協議事項につきましては、本日、皆様からのご意見なども踏まえまして、近年の青少年の問題の課題ともなっています、私も先ほど質問させていただきましたが、いじめですとか、あるいは不登校の問題についても、また議論ができればというふうに考えております。

それでは、本日は皆様、ご協力をいただきましてありがとうございました。最後にですね、事務局から連絡などあればお願いします。

事務局

失礼いたします。ありがとうございました。ここに来ていただくにあたりまして、自家用車、自動車で来ていただいた方の中で市営駐車場に停めていただいた方につきましては、駐車券をお渡しさせていただきますので、この後申し出てください。以上で本日の予定は終了でございます。本日はありがとうございました。